しては斷じて反對するものに非ず然し、それが資本家本位的に强行されるスピードアップ、即ち賃銀低下、勞働强化を第一目標として强行されるに於ては我等は絕對反對するものなり。

電氣局に於ては收入減に名を藉りて取り來りたる消極政策の總果、必然的に起るその缺陷を彌縫せんが爲めにスピードアップを强行する事を我等に宣告し挑戰し來たりたり。即ち時代の趨勢に逆行し運轉時分の大改正をなして賃銀の低下と勞働の强化を强要するものなり

スピードアップを强行せんには、少く共、機關裝置の完備せる車輛と、完全なる軌道と整備せる道路が必ず具備されなければならないにも拘らず今日の狀態は何うだ勞働極まりなき車體を乘せて、車馬雜踏極まり無き街路を馬車馬の如く驅二無二走れと云ふ然もスピードアップに伴ひ必然的に增加する事故に對しては一切の責任を我々從業員に負擔せよと云ふ、何たる矛盾ぞ。殿り無き搾取であるか當局が斯かる矛盾と搾取を敢てしてまで强行せんとするスピードアップは、斷つて我等には一體何を與へるか。

それは、機械と身體の疲勞より來りたる各種の疾病と、事故による不具廢疾と極度の賃銀低下以外に何物も無いのだ我々は斯かる過度なる壓迫の下に置かれる事は絕對反對するものなり

實行方法 本問題は最も重要なる問題にして對市當局者は最も果敢に團結するとともに組に對しては、職權の不備、聽道の不良を擁護してスピードアップ計畫絕對反對の鬪爭を推進めて之が目的の貫徹を期す其の具體的方法は新役員一任の事

理由 第十二號議案

强制的勤務詰所變更に關する件

說明者 春日野支部 山本 源三

理由 車掌の都合上勤務詰所を變更する事は、車掌主たる電車局の一方的都合に依るものにして我等從業員としては何等關知せざる處なり。

然るに現在までに行はれて居る詰所の變更は我々從業員の都合の如何を顧みる事なく、只、車掌の都合上との一片の理由の下に無手當强制的に斷行され來りたる事は最も不當なり。我等原則的には强制的詰所變更には反對するものであるが若之を强行するに於ては、それに依りて我々從業員の蒙る損害を車掌主が負擔する事は絕對至當なり。

大阪市電に於ては現在一日の公休と手當金五十錢を支給し居る、我等は斷じて不當なる要求をなすものに非ず、他都市に於て支給され居るものを我等にも支給されん事を要求するものなり。

實行方法 本問題は最近に斷行さるゝ運轉系統の改悪に伴ひ必然的に搬起さるゝ問題なれば一切を新役員に一任して全大衆の勇力を以て之が目的の貫徹を期するものなり

第十三號議案

最低賃銀制確立要求に關する件

說明者 電氣支部 松下 勝雄

全文 我等は最低賃銀貳圓五拾錢を要求す

理由 我等勞働者の賃銀は不況を名として不斷に切下げられつゝある。資本家共は自己の損失を勞働者に轉嫁する暗闇に抵抗力の最も弱き部分に之を求める。

實行方法 新役員に一切を一任して之が目的の貫徹を期す

第十七號議案

郊外電鐵乘入れに依る報償金を市電退職者の失業手當基金への振當要求に關する件

說明者 春日野支部 前田 澤次

理由 郊外交通機關の市內乘入れは我等市電從業員の生活を極度の不安へと導いて行くものにして、我等は之に依つて受くる市電の打擊より必然的に多くの冗員整理又は人件費削減の犧牲に遭遇するものである。

我々は何時の場合に於ても馘首整理又は人件費の削減には絕對反對するものである。若し郊外交通機關の市內乘入れに依りて市電經濟に破綻を來す慨れありとするならば其の一切の責任は資本家共が當然負擔すべきものである。

依つて郊外電鐵會社より乘入れ代償として市へ納附する報償金を全額、乘入れより生ずる、人件費削減、整理馘首の補塡財源とする事を要求するもの也

實行方法 電氣局及市會へ向つて決死的鬪爭をなす事

具體的方法は新役員一任

第十八號議案

組合運動犧牲者奪還に關する件

說明者 本部 松田 龜吉

理由 我組合結成以來、三ケ年半に亘ふ、搾取なき新社會の建設と、だがそれが日本社會主義と云ふ共、國家社會主義と云ふ共、アジアンターを叫ぶ共、それは斷じて彼等の本質には非ず

我等は此の本質を追及する事に極めて嚴厲に大衆的な批判と克服の下に反動ファッショ社會ファッショ、擧げて一切のファッショを徹底的に粉碎する爲めの鬪爭を決行せなければならない

實行方法 破壞會、茶話會等を瞰制して階級的批判する事も宜し、一切の日常鬪爭と結び付けて鬪爭する事も亦其の一方法である。

具體的な事は新役員一任

第二十號議案

自主的勞働組合法獲得に關する件

說明者 本部 中ノ瀨幸吉

理由 我等の云ふ所の自主的勞働組合法とは、勞働者の階級的立場に立脚して造成されるものである、でなければならない。

それは資本家及び其の政府が企てて居る所の御用組合法案に對して徹底的に對立するものである。

自主的勞働組合法は其の內容に於て絕對一貫勞働階級の現實の日常利害を擁護伸張し勞働組合の組織大强化を促し更に勞働階級を解放へと導くものでなければならぬ、自主的勞働組合法は左記要項を具備するものでなければならない。

實行方法 凡ゆる日常鬪爭の機會を捉へて組合公認、團體協約權の確保を期して鬪爭する事

未組織大衆に對して本鬪爭の趣旨を宣傳し激勵する事

全國の勞働組合と共同鬪爭に依る事

之が具體的方法は新役員一任

第廿一號議案

帝國主義戰爭絕對反對に關する件

說明者 本部 井上龜太郎

理由 省略

實行方法 省略

イ、組合が法人たると否とを自由とする事

ロ、團業權團體協約權を完全に認める事

ハ、組合加入の自由を保證するは勿論、加入に對して妨害を加へたる者に對しては嚴罰を課する事

ニ、組合資金の使途は自由にして其の屆出を必要とせざる事

ホ、團業、軍需工場勞働者の組合加入に對して絕對に特別制限を附せざる事

ヘ、爭議調停による損害賠償の責を負はざる事

ト、組合の決議の取消、組合の解散を絕對にせざる事

チ、宮業、軍需工場勞働者の組合加入に對して絕對に特別制限を附せざる事

リ、爭議調停による損害賠償の責を負はざる事

ヌ、組合の決議の取消、組合の解散を絕對にせざる事

我等は右の如き條件を具備する處の勞働組合法獲得の爲めに徹底的鬪爭を展開せんとするものなり